

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六
- 正 誤 三六
- 令和二年十二月二十二日付け号外第六十七号中 三六
- 令和三年四月十六日付け定例第九十二号中 三六
- 令和三年七月十三日付け号外第四十六号中 三六

告 示

福島県告示第六百四十八号
 福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年九月六日次のとおり指定した。
 令和三年九月二十一日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内 堀 雅 雄
株式会社FM	郡山市芳賀三丁目	令和三年九月一三日から	売りさばき所の名称	及び所在地
フナハシ	四三番地一	令和八年三月三十一日まで	ファミリーマート郡	山市役所/S店
			郡山市朝日一丁目二	三番七号
			（出納総務課）	

正 誤

ページ 一段 一行 正 誤

○ 令和二年十二月二十二日付け号外第六十七号中

一	下	六	若しくは各連結事業年度	各連結事業年度
一〇				

○ 令和三年四月十六日付け定例第九十二号中

一七八	下	一〇	「十七号室及び」	「十七号室」
		一一	「十号室から十二号室まで、十四号室から十八号室まで及び」	「十号室から十二号室まで、十四号室から十八号室まで」

○ 令和三年七月十三日付け号外第四十六号中

四	下	一五	「」に改め	「」に
---	---	----	-------	-----